

## 函館市ひとり親家庭等就労自立支援給付金取扱要領

函館市ひとり親家庭等就労自立支援給付金支給事業については、支給要綱に定めるもののほか、この取扱要領により行うものとする。

### 1 ひとり親等就労自立支援給付金の支給に係る留意事項

採用時、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する雇用保険の被保険者となる見込みがある者として支給を受けた者について、後日、会社都合で雇用保険の被保険者とならなかった場合については、返還としない。

### 2 給付金の使途について

給付金の使途について、申請時に「函館市ひとり親家庭等就労自立支援給付金申請書」に記入することとする。使途として認められるのは、就職の際に必要なスーツ、靴、鞆、その他就職に必要な物品とする。

なお、給付金支給後、物品を購入した領収書の提出は不要とする。

### 3 周知・広報等

市においては、必要に応じて、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援センターと連携し、母子家庭の母または父子家庭の父の就業を支援するものとする。